

番号	団体名	団体概要	企画名及び概要	場所・日時	対象者
1	日本弁護士連合会	<p><u>日本弁護士連合会（連携会議構成団体）</u> 弁護士法に基づいて設立された法人。その構成員は、全国52の弁護士会、弁護士及び弁護士法人だが、日本全国すべての弁護士及び弁護士法人は、各地の弁護士会に入会すると同時に日弁連に登録する必要がある。</p>	<p>来たれ、リーガル女子！～女性の裁判官・検察官・弁護士の仕事と働き方ってどんなかな～</p> <p>法曹人口の女性割合を30%を目標としているが、司法試験合格者に占める女性割合は減少傾向にある。女子中高生及びその保護者に対して、普段の生活ではあまり接することのない女性法曹と触れ合う機会を設け、将来の進路選択の有力な選択肢として法曹を考えてもらうことを目的とし、シンポジウムを実施。 ※平成28年（早稲田大学）、平成29年（大阪大学）、平成30年福岡（西南学院大学）にも採択 ※本シンポジウムを継続的に実施して定着させることで、新しく中高生になる学生やその保護者に対してアピールし続けることが可能となるとのこと。</p>	<p>2019年11月3日（日・祝） 13:00～17:00 名古屋大学アジア法交流館 ※中継先あり</p>	<p>150名程度 （女子中高生90名、保護者及び教育関係者60名）</p>
2	国立大学法人島根大学	<p><u>一般社団法人 国立大学協会（連携会議構成団体）</u> 全国の国立大学が、各大学間の連絡・協力を促進するために設立された法人。</p>	<p>男女共同参画に関するシンポジウム「地方における大学、行政、企業の連携による多様な人材・活躍に向けて」</p> <p>基調講演、パネルディスカッション、フロアとの意見交換の3部構成。 島根県（自治体）、株式会社 長岡塗装店（企業）、島根大学が、それぞれの男女共同参画社会構築に向けたこれまでの取り組みと活動を進めてきた中で明らかになった課題を共有。ここで出される課題は多くの地域でも解決すべき課題と考えられ、出された課題を中心に「多様な人材が対等に関わりあう中で相互に認め合い、一体となって働くことのできる環境整備と、そのための自治体、企業、大学との連携のあり方」という観点で、参加者と意見交換をしながら、具体的な行動指針について検討する。</p>	<p>2019年11月18日（月） 14:00～16:30 島根大学</p>	<p>300名程度</p>
3	一般社団法人日本ヒーブ協議会	<p><u>一般社団法人日本ヒーブ協議会（連携会議構成団体）</u> 企業で働く女性が生活者と企業のパイプ役として能力を発揮できるようになることを目的に、情報の交換や発信を行う女性の支援団体。</p>	<p>リレーシンポジウム 「男女共同参画社会の共創～生活者・企業・行政で創る九州の未来～」 「男女共同参画社会の共創～生活者・企業・行政で創る関西の未来～」</p> <p>第4次男女共同参画基本計画に掲げる4つの目指すべき社会の1つである「男性中心型労働慣習等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」の実現のため、男女共同参画の現状と課題を確認したうえで、多様な企業事例や現場の声から、数字だけでは表せない企業価値向上について考え、新しい価値を生む働き方のヒントを持ち帰るシンポジウムを開催する。地域性を活かした内容とするため、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍（九州）と若年層に向けた男女共同参画意識の醸成（関西）というテーマを主軸に、事例報告、パネルディスカッションにより多角的に考察する。 ※平成28年、平成29年にも採択。 ※2地域リレー開催より、これまでのシンポジウムで実感した「地域」「業種や規模」「世代」によるギャップを認識し解消することを企図しているとのこと。</p>	<p>福岡 2019年12月4日（水） 13:30～16:30 アクロス福岡円形ホール 大阪 2020年1月17日（金） 13:30～16:30 日本生命本店東館ホール</p>	<p>300名程度 （福岡100名、大阪200名）</p>
4	静岡市女性活躍推進協議会	<p><u>静岡市女性活躍推進協議会</u> 男女共同参画推進連携会議の地域版。 男女共同参画推進連携会議の各構成団体の地方組織等で構成される。</p>	<p>“生活を豊かにする”働き方改革講演会・交流会 ～働きやすい、暮らしやすい男女共同参画のまち“静岡”について考える～</p> <p>2019年4月「働き方改革関連法」の施行を受け、生活を豊かにする「働き方改革」をテーマに、男性の家事・育児等の参画を後押ししているワーク・ライフ・バランス推進企業の取組事例の紹介を交え、参加者が様々な立場から意見を交換し、情報共有することで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や、男女共同参画社会のあり方について経営者層および男性労働者の意識改革を図る。 ※平成29年、平成30年にも採択。 ※今年度は、働き方改革関連法の施行を受け、各企業において長時間労働の改善、有給休暇取得を促進する動きが予測されるため、経営者層および現役世代の男性労働者層の意識改革を企図しているとのこと。</p>	<p>2020年1月24日（金） 14:30～17:30 MIRAIEリアン</p>	<p>150名程度</p>
5	国立大学法人お茶の水女子大学	<p><u>一般社団法人 国立大学協会（連携会議構成団体）</u> 全国の国立大学が、各大学間の連絡・協力を促進するために設立された法人。 現在、すべての国立大学（86大学）と、特別会員として4つの大学共同利用機関法人が所属する。</p>	<p>女性起業家と企業の取引・協業の最新事情を知る ビジネスにも運命の赤い糸ってあるんです -WEPs（女性のエンパワメント原則）の実現に向けて-</p> <p>WEPs第5原則「女性の経営者や起業家との取引の発展」及び第6原則「地域における参画」にフォーカスし、トークセッション、女性起業家の取組紹介を通じて企業と女性起業家の取引成功事例を共有し、企業に女性とのビジネス機会をイメージしてもらおう。加えて、様々な女性起業家の活躍を全国に発信することで、都内だけでなく地域の女性の社会活躍を促す。 ※H25-30年度にも採択（東京開催） ※今年度はG20が開催される大阪でイベントを開催することで、過去の事業で実現した大手企業と女性起業家のマッチング事例を地方でも紹介し、今後東京以外の地域でも同様のマッチングイベント等の機会を創出する礎とすることを企図しているとのこと。</p>	<p>2020年2月20日（木） 梅田スカイビル 13:00～15:30</p>	<p>150名程度</p>